統に繰り入れる事を要求しておりますが、その結果我々は工場主側に一歩を譲って工場側主張の解雇法令制定を認めたのもあつた訳、そう承認の條件として三條を提出したのであつた訳、工場主側はそのお互の最も重要なそれは職工側も工場側も共に利益を計る上に於て最もよい方法であると所の工場委員の制度設置を断固として拒絶したのであつた我々の最初解雇法令撤廃、制度を認めずあつた前回は工場主の職権乱用であると云ふ為の不満足を与へる為の撤廃或は月給額の減少に対して満足しているものと為されたのであるそこで同到の用意の下に我々は工場主に対しその主張が通りする事の条件を提出して聯合請願書を承認するとの事であつたのであるが、そこで居た工場主に対して意外にもアクラツな意図がなければ直ぐ懐柔工場條件を認めるのが当然であるべきである所の不幸である工場主には最初からアクラツにも職工をゴマ化すんとする意図があつたのだ、即ちとうとう今日になつて彼は本音を吐いてしまつたのだ、我々はこうなつた以上自己の生活のために労働者平和のために出来の平和のために戦はざるを得ないのであります

何とぞ賢明なる町民諸君の正しい批判をお願ひいたします

六月平二日

争 13.6.20 第317号

勞秘乙第二四〇号

大正十三年六月二十六日

外池自轉車製作所爭議ニ關スル件

（第四報）

勞資共ニ交渉ヲ中止シ形勢觀望ノ狀態ニアリシカ工場側ハ經濟狀態極メテ不如意ニテ現在ノ狀態ニテハ今後繼續スルノ見込立タサルト斯ノ職工ニ煩ハサルルノ繁ニ堪エザルヨリ一層全部ノ職工ヲ解雇スル事ニ決シ（略）廿四日夜書留郵便ヲ以テ解雇通知ヲ発送セリ

職工側ハ廿五日午前九時ヨリ既報ノ集合所（職工柿沼方）ニ集合協議ノ上解雇通知ハ全部ノ經ルヲトシテ反還スルヨト及更ニ工場主ノ措置ヲ町民ニ訴ヘ同情ヲ求メ一面工場主ニ對スル示威ノ為印刷物ヲ配布スルコトヘナリ別記